

## 多古町ふるさと寄附金返礼品募集要項

### 1 目的

多古町ふるさと寄附金取扱要綱(平成27年告示第81号)第5条の規定による返礼品を広く募集し、充実させることで、多古町ふるさと寄附金の促進及び多古町の魅力発信を推進することを目的とする。

### 2 返礼品の要件

多古町の魅力や特色を体感できる物品及びサービスであって、次の全ての要件に該当するもの。

- (1)法令に違反していないもの。
- (2)町内で栽培、製造、加工、販売及びサービス提供が行われているもの。又は原材料の主な部分に町内の原材料を使用しているものであること。
- (3)速やかに返礼品の発送及びサービスの提供が行えるもの。
- (4)飲食物は、寄附者へ到着後、5日程度の賞味期限が保証されるもの。
- (5)品質及び数量について、安定供給が行えるもの。ただし、数量又は期間を限定して供給することを特色とするものはこの限りでない。
- (6)その他平成31年総務省告示第179号第5条に適合するものであること。

### 3 返礼品の価格等

返礼品の種類及び価格は、原則として以下のとおりとする。

- (1)返礼品の種類は、「単品」「詰め合わせ」など、柔軟に対応可。
- (2)返礼品の価格には、単価、消費税、包装費を含む。

### 4 出品者の要件

次の全ての要件に該当する者であること。

- (1)町内に本社(本店)、支社(支店)、事業所、工場のいずれかがあり、町内で生産、製造、加工又はサービスの提供(体験を含む。)を行っている法人、団体又は個人事業者であること。

ただし、町内で生産された農産物等を原料に加工・製造・販売を行っている場合は、町外の事業者も可能とします。

- (2)返礼品の梱包、発送、問合せ対応等が遅滞なく行えること。
- (3)町税等の滞納がないこと。
- (4)代表者等が多古町暴力団排除条例(平成24年条例第4号)第2条に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団員等でないこと。
- (5)個人情報取り扱いを厳重に行えること。

※上記の要件に該当しても、町が出品者として適当でないと判断する場合がある。

### 5 出品者の役割

- (1)返礼品の梱包及び寄附者への発送。
- (2)返礼品に関する問い合わせへの対応。

## 6 応募方法

多古町ふるさと寄附金返礼品応募用紙に、次に掲げる書類等を添付し、町長へ提出するものとする。ただし、応募書類は、選考結果の可否に関らず返却しない。

- (1) 返礼品の概要がわかる書類。
- (2) 返礼品の画像データ(ファイル形式 JPG、PNG、BMP、サイズ 3MB 以下)  
※提出時はデータを印刷した紙媒体で提出。

## 7 選考方法

本町にて申請内容等を総合的に審査の上、出品者及び返礼品を決定するものとする。

## 8 個人情報の保護

出品者は、個人情報の取扱いについて、多古町個人情報保護条例(平成 16 年条例第 2 号)及び関係法令を遵守するものとし、寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用することはできない。ただし、返礼品の発送時に限り、販促物を同梱することは妨げない。

## 9 その他

- (1) 出品者は、あらかじめ応募した返礼品を変更又は辞退する場合は、速やかに町へ届け出るものとする。
- (2) 出品者は、寄附者から返礼品に係る苦情等があった場合、真摯に対応し、解決に努めるものとし、苦情内容について町へ報告するものとする。なお、補償やクレーム対応については、町は一切の責任を負わない。
- (3) 町は、既に決定した返礼品及び出品者が、本要項 2、3 及び 4 に該当しないと認めるときは、その決定を撤回することができる。
- (4) 町は、町と委託契約した第三者に、返礼品贈呈業務を行わせることができる。
- (5) この要項に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

## 10 応募・問合せ先

多古町財政課 財政係

〒289-2292 千葉県香取郡多古町多古 584 番地

TEL 0479-76-5416 FAX 0479-76-7144 メール [zaisei@town.tako.chiba.jp](mailto:zaisei@town.tako.chiba.jp)

## 11 募集期間

随時受付